

せたな町教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	せたな町教育委員会
任命権者	せたな町教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
せたな町教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>せたな町教育委員会については、せたな町と合算して障害者任免状況通報をおこなっている。</p> <p>法定雇用率2.5%については、令和元年6月1日現在で雇用率1.91%（1人採用が必要）、改善が求められた同年11月6日現在では雇用率2.39%で法定雇用率には達していないが、必要採用数は0となっているところである。</p> <p>しかしながら、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引上げとなる予定である。</p> <p>そのため当委員会においては、せたな町と連携を図り、令和2年度以降においても、障害者の積極的な採用を実施する必要がある。</p> <p>本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取組んでいくことが重要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率については、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報による。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標する。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、せたな町（町長部局）から出向職員で構成されているため、障害者雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。 ○ 障害のある職員や職場の管理職等に相談できる体制を整えるとともに、全ての職員が障害者への理解を深めていく体制を図る。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○ 所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 ○ 措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲において適切に実施する。 ○ 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。